



資料編

資料 1	長崎県における景観施策の取組について	37
資料 2	県民アンケート調査結果の概要について	41
資料 3	市町アンケート結果からの課題について	56

資料1 長崎県における景観施策の取組について

年度	月	内容	詳細	担当部局
昭和59 ～昭和60	3	「街並み景観診断調査報告書（伝統の継承と創造 美しい街並みづくりへの提言）」	県内市町村の規模、まちの生い立ちや形成、産業や社会の特色、地形、地勢などの調査を実施するとともに、各市町の有する特色ある地区や代表的な地区を選定し、その対象地区についての街並みの現状を診断し、今後の街並みづくりの方向性を示した。 昭和59年～昭和60年 県内13市町調査 長崎市、佐世保市、大村市、福江市、長与町、時津町、波佐見町、加津佐町、壱岐（4町）、厳原町	企画部 企画課
昭和61 ～平成6	—	「街並み景観アドバイザー」設置	市町村の自発的な街並み景観づくりを側面的に支援するため、市町村の要請に応え、構想、計画等への現地調査を含めた相談・指導・助言活動の実施と街並みづくりへの意識啓発を図る。	企画部 企画課
平成元	—	ふるさと千景事業	ふるさと景観の保全に対する県民の意識高揚を促すため、市町村等からふるさとの景観の写真を募集し、選定・展示	企画部 企画課
平成2 ～平成4	—	長崎県デザイン塾事業	県職員のデザインマインドの醸成、向上のための実践的研修	企画部 企画課
平成2	3	「魅力ある景観づくり（長崎県景観ガイドブック）」作成	ふるさと千景事業の写真集を基に、地域の類型に応じた望ましい景観形成のあり方を示したものを。市町村関係部門等へ配布	企画部
平成4	1	「建築羅針盤～企画設計のためのガイドブック」作成	魅力ある公共建築物をつくっていくために、企画から設計に至るまで、一貫して「街を読み、新しいものを創造する心」について、全国各地の豊富な事例や写真をもとに、分かりやすくまとめた企画設計指針。	土木部 建築課及び 住宅課
平成5	—	「長崎県都市景観懇話会」設置	目的：良好な都市景観づくり	
平成6	—	魅力ある景観づくりマインド醸成事業	時代感覚にあった公共施設のデザインポリシーの確立を目指し、県及び市町村職員を対象とした実践的講座の開催	生活環境部 文化推進室
	3	「長崎県景観基礎調査報告書」	長崎県の特徴ある自然と歴史によって培われた独特の魅力ある景観形成を目的に、県内各地域の現地踏査を中心に文献調査、アンケート調査を実施。 ①景観特性の把握と課題の抽出 ②地域ごとの景観特性の把握	生活環境部 文化推進室 土木部 都市計画課
平成7	12	「長崎県の景観行政推進への提言」作成	「景観を県政の中心課題と位置づけ、新しい景観を創出するまちづくりを県が先導するべき」との提言	長崎県都市 景観懇話会
	3	「新ながさき風景づくり指針」策定	豊かな自然や歴史に育まれた本県ならではの文化資源を生かしながら、内外に発信しうる長崎らしい魅力あるまちづくりや地域づくりのため、これからの景観形成への取組を行っていくうえでの基本的な考え方と取組の方向性を明らかにするための指針。 ①景観形成の基本的考え方（意義、対象、役割分担） ②長崎県の景観の特徴と課題（特性把握と課題抽出、地域別特徴及び課題） ③景観施策の目標（目標、基本的方針、基本的視点）	生活環境部 文化推進室 土木部 都市計画課
平成8	3	「長崎県景観づくりセミナー報告書」	「指針の説明及び全国の景観づくり情報の提供」（対象：市町村職員及び建設関係者約120名） ①基調講演「景観行政を進めるために」 ②全国の景観への取組「個性あるまちづくりと景観」 ③長崎市における景観への取組 ④新ながさき風景づくりの基本的考え方	生活環境部 文化推進室
平成9	3	「新ながさき風景づくり事例集」	公共施設や文化施設は、地域の特徴や景観に配慮した施設整備を進めるなど、潤いや憩いなどの心のやすらぎの創造、誇りと愛着もてる景観形成に取り組むことが重要であるため、景観づくりに配慮し整備された事業についてその事例を紹介。	生活環境部 文化推進室

年度	月	内容	詳細	担当部局
平成 12		「環長崎港地域アーバンデザインシステム」創設	主に長崎港周辺で実施される県の開発事業を行うにあたって、アーバンデザインの専門家の方々から、それぞれの高い専門性や広い見識を活かしたアドバイスをいただき、質の高いデザインの創出をめざす仕組み。 1)「環長崎港地域アーバンデザイン専門家会議」 アーバンデザイン専門家が個別事業のデザインについて意見交換、評価を行う。 2)「環長崎港地域アーバンデザイン会議」 上記1)の結果について、長崎県と長崎市が最終調整を行う。	土木部 都市計画課
平成 13	—	「長崎県美しいまちづくり懇話会」設置	◎懇話会による全県的施策の方向性検討 有識者で構成する懇話会において、現状に対する評価、美しいまちづくりを進める意義の整理、取組に当たっての基本方針の設定、県が実施すべき施策の検討を行った。	政策調整局 都心整備室
	—	「美しいまちづくり支援制度構築事業」(～平成14)	◎特定地区におけるケーススタディ 厳原町中心地区をモデルとして、住民参加の研究会により、まちなみの将来像や実現方を検討するとともに、取組に当たっての問題点を抽出、その成果を懇話会へ報告し、全県的な施策検討に反映させた。	政策調整局 都心整備室
平成 14	—	「美しいまちづくり支援制度構築事業」	◎具体的な推進施策の創設 懇話会の提言を踏まえて、美しいまちづくりを推進するための施策内容を詳細に検討し、既存の「21世紀まちづくり推進総合補助金」を活用した市町村への支援施策や県自らが主体的に取り組むべき施策を構築 ◎根拠条例の制定と推進計画の策定 ◎特定地区における計画調整の推進 モデル的なまちなみ整備が期待される厳原町中心地区において、ケーススタディの成果をもとに町や住民団体が行う計画詳細化や地元調整、啓発活動等、早期の事業導入に向けた取組を技術面で支援	政策調整局 都心整備室
	9	「長崎県美しいまちづくり懇話会」から施策提言	～「美しいまちづくり」の実現に向けて～ 趣旨) 1)「美しいまちづくり」という創造的かつ継続的な活動そのものを、新たな概念として打ち立て、これに関係する行政と住民等の積極的な参画・協働・共創にもとづく推進を期した。 2)「美しいまちづくり」に向けて長崎県が果たすべき役割と意義の甚大さに鑑みて、県が今、緊急に取り組むべき実行可能でかつ実効的な施策を絞り込んで提示した。 内容) 1) 県が実施すべき美しいまちづくり施策(9項目) 2) 美しいまちづくり条例と基本計画 3) 美しいまちづくりの推進体制	政策調整局 都心整備室
	3	「長崎県美しいまちづくり推進条例」制定(H15.4施行)	・美しいまちづくり推進施策の基本的事項を定めた条例。 ・県民や市町の取組に対する支援が中心であり、規制的な事項は含まない。	政策調整局 都心整備室
平成 15	4	「美しいまちづくり推進事業」	◎具体的な景観推進施策の運用開始 市町村や住民等による美しいまちづくりを支援する施策と、公共事業の施行者として県が主体的に取り組む施策で構成する「美しいまちづくり推進事業」を立ち上げ、平成22年度までの成果発現を目指して運用を開始	政策調整局 都心整備室
	9	「長崎県美しいまちづくり推進計画」策定、公表	美しいまちづくりの目標や推進施策の運用方針を示すマスタープラン 1. 施策の目標 (1)美しいまちづくりの定義 「市街地や集落の個性的で魅力ある景観を保全・創造する活動」	政策調整局 都心整備室

年度	月	内容	詳細	担当部局
	—		<p>(2)美しいまちづくりの基本理念 「豊かな地域資源を活かした、協働・共創による美しいまちづくり」</p> <p>(3)美しいまちづくりの基本方針</p> <p>①地形的な特異性や自然の恵みとの調和を図る ②地域固有の歴史と文化を活かし、創造的に未来へ継承する ③地域独自の生業を活かし、産業景観の保全を図る ④住民と行政が役割を分担し、協働・共創の取組みを進める ⑤必要性和実効性の高い箇所に施策運用を重点化する</p> <p>2. 施策の体系</p> <p>(1)美しいまちづくり重点支援地区制度 (2)美しいまちづくり住民協定支援制度 (3)まちづくり景観資産・登録保全制度 (4)県営公共事業等デザイン評価制度 (5)広告景観モデル地区支援制度 (6)屋外広告物集合化支援制度 (7)美しいまちづくりアドバイザー派遣制度</p>	政策調整局 都心整備室
平成 18	—	「にぎわい・やすらぎのまちづくり推進事業」	<p>1. 目的 合併市町等が行う地域特性を活かした新しいまちづくりに対し、地区を重点化しながら、景観・都市計画・市街地活性化・交通・環境・福祉など幅広い視点から組織横断的に支援することにより、にぎわいとやすらぎのある地域環境を創出し定住人口の促進や交流人口の拡大に寄与する。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1)まちづくり協働プランの策定 県内10地区の「モデル地区」を設定し、各地区ごとに住民代表、専門家、行政により構成される「まちづくり研究会」を設置。ワークショップ等を通じてまちの資源や課題を抽出し、まちの将来像やその実現に向けた「まちづくり協働プラン」を策定。</p> <p>(2)「県にぎわい・やすらぎのまちづくり支援会議」 県庁内にまちづくり関係課で構成する支援会議を設置し、モデル地区の協働プラン策定作業やその事業化について必要な助言・情報提供・事業の連携等を行う。</p>	土木部 景観まちづくり室
平成 19	—	「景観法活用支援」	<p>従来の美しいまちづくりの取組に加え、景観法に基づき、地域特性に応じた景観に配慮したまちづくりを進めるため、「景観行政団体」への移行に取り組む市町を支援。</p> <p>○景観行政研究会の開催 開催状況：平成19年度5回開催 (研究会参加者：17市町延べ45名)</p> <p>目的)市町職員の景観に関する意識の高揚と専門知識の習得を図ることにより、市町の景観行政団体への円滑な移行に資するために長崎県景観行政研究会を設置。</p> <p>内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観専門家等による景観の意義や景観形成の考え方等の講演 ・先進自治体担当者等による事例紹介 ・市町職員による演習発表(わがまちの景観計画) 	土木部 景観まちづくり室
	3	「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」制定(H20.4施行)	<p>地球温暖化対策の推進、生活環境の保全等、自然環境の保全及び快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに必要な措置、その他環境の保全のために必要な事項を定めた条例。</p> <p>景観に配慮する下記事項を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機設置における配慮 ・自動販売機設置届出地区 ・届出地区における設置基準 	環境部 未来環境推進課

年度	月	内容	詳細	担当部局
平成 20	—	「景観法活用支援」	<p>○市町景観計画策定支援</p> <p>世界遺産関連市町の景観計画及び景観条例の早期制定を支援するため、市町における景観計画策定の進捗状況の情報交換や景観計画策定各段階において抱える問題点等の解決に資するアドバイスや協議の場、及び先進事例等の研究、更に、景観法活用に資するための景観計画策定マニュアルの作成を行った。</p> <p>(1)景観連絡協議会（世界遺産関連）の開催 計4回 (2)景観計画策定マニュアル（標準型）（平成20年9月作成） (3)景観計画策定マニュアル「地域らしさ」ケーススタディ編（平成21年3月作成）</p>	土木部 景観まちづくり室
平成 21	—	「自動販売機修景事業補助」	<p>長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく自動販売機設置届出地区の快適で美しい環境の確保のため、自動販売機の修景（形態・意匠・色彩を周辺の景観と調和させること）を行う場合に、経費の一部を補助。</p> <p>・補助金利用台数 17台（地区内修景実施台数30台）</p>	環境部 未来環境推進課
	3	「長崎県美しいまちづくりビジョン」	<p>従来の美しいまちづくり事業が平成22年度で終期を迎えるため、これまでの取組の課題等を整理し、今後の県の景観行政の方向性についての有識者等からの提言をうけたもの。</p> <p>○景観施策検討部会の開催 開催状況：平成21年度4回開催 （部会委員：有識者等6名）</p>	土木部 都市計画課